



『活きていることわざ』

船橋市議会議員（無所属・5期）

神田廣栄 (かんだ ひろえい) 市議会報告

【事務所】

船橋市前原西8-24-8

☎ 047-490-3333

Fax 465-7117

【所 属】市民民主連合（代表）・文教委員会 Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

【役 職】(元)第60代議長・(現)予算決算委員会委員長 ホームページ <http://www.hiroei.jp>

魑魅魍魎 (ちみめりょう)

◇いろいろな化け物。また、人を惑わし苦しめる悪者ども。「魑魅」は山林の氣から生じる化け物。「魍魎」は、山・水・木・石などの精霊のこと。
《類句》妖怪変化、百鬼夜行。

1. 公職選挙法について

3月になりいよいよ春めいてきました。今年の桜の開花は3月20日頃との予報が出ていますが、葉桜となる4月16日には市議会議員選挙の告示がされ、選挙戦に突入いたします。そして23日は投票日で新しい船橋市議会議員が誕生いたします。今回も75人前後の多くの立候補予定者がいることです。

市内の多くの駅で朝立ちをする人の数も増えてきて、一つの駅に何人も重なることがあります。私は、10年以上前に警察から警告を受けたことがありました。今回も警告を受けました。何の警告かというと、市議会報告（活きていることわざ）のチラシを配る際に、個人名のノボリ旗を立てていたからです。

かたや、立会演説会の予告という理由で、国會議員や元国會議員、県議会議員と立候補予定者との二人の写真が入った、俗に言う2連のノボリを立ててやっている人が大半です。売名行為そのものです。私のように無所属候補やどこにも属さない新人候補は知名度アップのために何にもできることになっていて不公平そのものなのです。

こんなことがありました。全くひどい人がいたもので、北習志野駅で朝立ちをしている私の1時間後くらいにやってきた、現職の県議会議員が、ことあろうか私のノボリ旗を取って傍らに転がしておく行為がありました。私のノボリ旗の側には後で来たその人の2連のノボリ旗があり、私のノボリ旗が邪魔だったのでしょう。もちろん、その事実に気づいた時に「汚いことするんじゃないよ」と怒鳴って県議本人に言いに行きました。そしたら「俺じゃないよ。神田さんのノボリ知らないよ」ということでした。そりゃそうでしょう。ノボリには私の個人名が入っていないんですから。

自分さえ良ければ他人はどうでもいい、そんな人がまた立候補するんです。

また、町中に、立ち会い演説会を催す主旨で、2連のポスターが所狭しと貼ってあります。演説会の開催日時は極小さな文字で書いてあります。しかも、投票日を遙かに過ぎた日に行うみたいです。これも売名行為です。こんないかさまが堂々とまかり通っているのです。



さらに、最近は、写真屋さんの技術が著しく向上し、皺(しわ)も奇麗さっぱり無くし、顔の輪郭もまるで別人のように変えることができるみたいです。朝、駅で会って、名刺やリーフレットを本人から貰ったりしますが、貰ったものを見ると、みんな若く奇麗な顔立ちで、「あなた誰？」と見違えてしまいます。恐らく選挙ポスターにもこの写真



使うのだろうと思われます。告示日に掲示板に貼るポスターは美男美女のコンテストみたいになってしまふのでしょうか。

まだあります。朝早く駅前一番目立つ所に1本だけノボリを立てて場所取りし、本人達が来るのは3時間後。政党の選挙カーで候補者の名前を連呼して走っているのは事前運動の違反です。みんな見て見ぬふり、とうより、一般の方は選挙違反だと分かっていないのです。

こんな公職選挙法は、真面目にやる者だけが馬鹿を見る悪法、限りなく逃げ道があるザル法です。国会議員に改革して欲しいですが、ほとんどが政党に属する国会議員。興味なさそうです。



自分さえ良ければいいんだ
無所属の人達は知らないよ

そこで選挙管理委員会に質問しました。

何故、個人名のノボリ旗が駄目で、ウソを書いている2連のノボリ旗は許されるのでしょうか。また、過去の選挙の際に、告示日以降も掲示したままの2連のポスターが見かけられましたが、どう対処してきたのですか。本人以外が剥(は)がしても法に触れませんか。選挙管理委員会が「これは違反行為である」と市民に周知し、市民から通報を受け、選挙管理委員会が本人に警告し、剥がせるようにしては如何でしょうか。

選挙管理委員会の答弁です。

ノボリ旗は、公職選挙法に規定している立て札・看板の類であり、個人名や後援団体名を記載した立て札・看板の類は、事務所を表示するためのもの以外は使用できません。この規制がかかるのは、個人、後援団体のみであり、政党やその他の政治団体が行う政治活動と見なされる場合には規制がかからないので使用していると思われます。

次にポスターは、公職選挙法で、「告示前に掲示されたポスターに記載された者が立候補した場合は、告示前に撤去しなければならない」と規定されています。撤去しないポスターがある場合には、警察に通報したうえで撤去させることができます。これまでも取り締まり機関である警察と連携し、対応を図ってきました。告示日を過ぎても貼ったままの2連のポスターをもし発見したら、まず選挙管理委員会にご連絡ください。

独り言 告示日前には、ちゃんとポスターをはがす真面目な候補者も多くおられます。意識的にそのままにしておくずるい汚い候補者もいますから十分注意して見てください。選挙管理委員会の電話番号は047-436-2733又は047-436-2734です。公平な選挙ができるよう是非ご協力ください。

2. 生活支援課と生活保護者について

生活保護制度は、様々な事情で生活が困難になった人を救済しようと人道主義に満ちた崇高な制度です。が、この制度を悪用している人の話を聞きますので質問しました。
①シングルマザーを装って保護費を貰っているが、実は別れた筈の夫がいたり、高級車を乗り回したり、度々旅行に行っている人がいると聞く、きちんと精査しているのか。
②保険適用の病院での治療費は無料。通院治療費の後払いでも本人負担がない。特殊な治療を除き自宅から近い医療機関に通院することになっているが、中には都内や湯治を兼ねて地方まで足を伸ばしている、との話も聞く。遠くまで行かなければならぬ必要性を把握・確認しているのか。垂れ流しの状況ではないと言えるのか。

③介護タクシーは医師が利用を認めた場合にのみ利用可能な制度である。しかし、明細のない請求書を出したり、近距離でも5万円を超える請求をする事業者がいるらしい。事実確認と十分な精査をしているのか。



福祉サービス部長の答弁は、生活支援課からの答弁書を述べられました。みんな、確認しています。精査しています。指導しています。と立派な仕事振りをしているような答弁でした。

独り言 生活支援課は新入の職員が多く配属されます。目配せのできない上司では、大切な仕事を甘く見られてしまうし、「こんなもんでいいのか」となる。猛省を促したい。と言いました。